

令和5年度斜里町物価高騰重点支援 給付金（7万円追加給付金）のご案内

この物価高騰重点支援給付金は、電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増加を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し支給する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7** 万円

給付金の支給時期

町が確認書または申請書を受理した日から1か月後が目安です。

支給対象

令和5年12月1日時点において、斜里町に住民登録があり引き続き斜里町に住所がある方で、かつ、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯の世帯主（ただし、他の親族等の扶養を受けている世帯を除く。）

手続き

※世帯の状況により異なります。

世帯全員が、令和5年1月1日に斜里町に住民登録があった世帯

令和5年1月2日以降に斜里町へ転入した方がいる世帯

町より確認書が届きます（要返送）

内容を確認して、斜里町役場に提出ください

- 提出期限 **令和6年2月29日（木）**
※当日消印有効

●確認事項

①住民税が課税となる所得があるのに未申告ではないこと

②給付金の振込先口座

（振込先口座が空欄の場合は、振込先口座情報のわかるもののコピーを添付）

申請が必要です

- 申請期限 **令和6年2月29日（木）**
- 申請先 斜里町役場 住民活動係
- 必要書類

- ①申請書
- ②本人確認ができる書類の写し
- ③振込先口座のわかるものの写し
- ④世帯全員分の「令和5年度住民税非課税証明書※」の写し（コピー）

※令和5年1月1日に住民登録のあった自治体で発行

お問い合わせ

斜里町役場 民生部 住民生活課 住民活動係

電話 0152-26-8312（直通）

受付時間

平日8:45～17:30

物価高騰重点支援給付金 70,000円 福祉灯油（生活支援対策）12,000円 を 支給します！！

国の総合経済対策に基づき、住民税非課税世帯の皆様へ、物価高騰重点支援給付金として70,000円を給付することに加え、町の福祉灯油事業として12,000円を上乗せして給付します。

対象となる方は・・・

●物価高騰重点支援給付金 70,000円対象者

令和5年12月1日現在で斜里町に住民登録があり、引き続き斜里町に居住している方のうち、世帯全員が令和5年度住民税が非課税である世帯の方。（裏面を参照）

●福祉灯油（生活支援対策）12,000円対象者

上記に加え、世帯全員が令和5年度住民税非課税である世帯であって、他の親族等の扶養を受けていても、65歳以上のみで構成されている世帯または障がい者手帳所持者がいる世帯の方。

◎申請受付期間 令和6年2月29日（木）まで

◎申請受付場所 斜里町役場 1階 住民活動係
ぽると 福祉係
ウトロ支所

該当するご家庭には、1月中旬に申請書をお送りしています。

「うちはどうかな？」 「もしかしたら該当するかも？」

と思いましたら

【役場・住民活動係（26-8312）】

【ぽると・福祉係（22-2525）】

までお問い合わせ下さい。

